

なお、以前は民生児童委員等が安否確認を行っていたこともありましたが、二次被害の発生の危険性などから本人の安全確保を第一に行動をお願いしています。

Q 峨嵋の滝の向かいにある老朽施設が、景勝地にそぐわないという観光客からの声を聞いた。撤去できないのか。

A 過去に内水面事業を展開した際の養殖施設ですが、補助事業によって整備したことから、耐用年数を経過する前に解体処分を行う場合、補助金の返還が伴いますので、年数の経過を待つて処分等手続きを進めることとしています。

多くの方からあった  
質問の内容について

【①熊に関する質問】

Q. 有害駆除後の有効利用について。

A. ジビエ料理等の食材として提供する自治体も増えているようです。ただし、食肉としての利用には、適切に処理するための加工・冷凍施設などを整備して、県の認可を受ける必要があります。また、事業運営のためには熊以外も含めて、一定の頭数（キロ数）を継続的に確保、提供しなければならないため、現実的には難しいと考えています。

Q. 熊の出没が増えた理由は。

A. 昨年の山の食糧が豊作だったことにより、多くの子熊が生まれたものの、今年が不作となり、食料を求めて、子連れの熊が里に下りてきたのではと想定されます。

Q. 熊被害への対策は。

A-1. 通報後速やかに出動して、花火や空砲での追い上げを行います。設置可能な場合は檻による捕獲を試みますが、市街地では捕獲後の止め刺し（発砲による駆除）ができず、基本的には追い上げによる対応のみでしたが、今年度、捕獲後に要資格者の麻酔使用が可能となったため、市街地の場合でも檻の設置が可能となりました。なお、危険と判断した場合は、町、猟友会、県、警察機関が合同で対応いたします。

A-2. 原野や山林の手入れをして、緩衝帯を作ることは、熊が生活圏に出没する機会を減らすことにも繋がります。なお、地権者の了承を得て刈り払いを行う場合、費用を助成する制度があります。

Q. 真土地区外周の町道の法面に多数の雑木が生えている。ここをきれいに整備すれば見通しが良くなり、熊も降りてきづらくなるのでは。

A. 法面の管理につきましては、長年未着手の箇所もありますので、必要な箇所について適宜対処いたします。

【②旧中学校校舎に関する質問】

Q. 施設を含む跡地利用は。

A. 体育館並びにグラウンドについては、義務教育学校の部活動等で利用していますので、それらを除く校舎全般について、一括での貸与を条件として公募したいと考えています。複数の事業者、希望者に分割して貸し出す方法もありますが、利用目的によっては、消防法上の設備等改修、光熱水費等諸経費の算定や利用料金の徴収、敷地の維持管理など、町の負担や課題が生じることも懸念されますので、公募の結果を見つつ、指定管理、分割利用の条件等についての検討を進めます。

Q. 水耕栽培の運営等事業者の誘致や、湯の沢地区の資料館の展示場所など、有効性のある利用を進めてほしい。

A. 一括での貸与を募集したのち、施設別や部屋別など、分割や町の公共施設としての再利用を検討する予定としており、ご提案いただいた内容につきましても協議の際の参考とさせていただきます。

【③町の医療体制に関する質問】

Q. 既存の医療機関の撤退等様々なうわさが聞こえてくるが、将来の医療体制についてはどのように考えているか。

A. 現在、週1回開設している医療施設の老朽化が進んでおり、改修等で経営に支障をきたすことになれば継続も困難になるものと考えています。様々な可能性の中で、引き続き、医療環境を維持できるよう鋭意努力いたします。